古史通

土

和書門
類
二〇二六八 號
五三 函
五五 架
五 冊

内閣文庫
和書
類
二〇二六八 號
五 冊
一四一 函
一九 架

内閣文庫
番號 和 20268
冊數 5 (3)
函號 141 207

史傳藏紙

共五本

書籍館

一ツ橋家圖書

古史通巻之二

かくて素戔嗚神天に昇りゆきたまふ其悪事共

時に天照大神憤怒給ふ根の堅洲国に

ましまして相宮の忌服殿に坐して神衣を織る時

に其服殿に穿て天班馬を逆剥に剥て落し入

また天衣織女を驚かして死なしめ給ふ天神

天石屋戸を開く刺許毋理を以て高天

浅草文庫

東西の暗く葦原中国悉闇くして昼夜清き
別神の狭蠅なす須佐之男の妖ごとの音に発りぬ
八百万神高天原に達して天安河の辺に神集へて
高御産巣日の命を請り遂に大神を天石屋に
入れ奉りまいらするこの時に天原及葦原の中国
おのづから照り明るかりしを八百万の神共に宣へ
高御産巣神に千座置戸を神に科せ祓を請て共に罪
を贖はしめ遂に神夜言に依て一節に
一節を加へ
て日本紀の一書に
なりて云ふ事なり

其悪事共し附て八百万神の神国に云ハ放逐
猛荒毀畔又重播 秋の刺串伏馬 剥皮
放逐浅て比沒れ知れしの他ハ渠槽也埋れ入れと養れ
埋溝浅て実留宇に委しの水を用ひ田畔を毀
塞しや毀畔浅て田の畔を壊て毀あり
立播浅て去て麻ひしの田の畔を壊て毀
ハ立て土瘠く穀実ならぬ事を法て刺串浅て久志伏志
くしの田間に杭を刺て馬を繋きて

社殿を焼亡せしめ畏怖恐怯せしめ古事記に
拔刀を以て田代時を拔き薙ぎ祓ひ給ふ地名河
内国茨田郡茨田堤なり大貴国看す殿
小屋廻り地敷らされ給ひ解て此教を授け給ふ
ぬけ〻と云ひ〻と生かつ矛を以て
かり大貴は日本紀注に新貴小彦名の奠流と称して穀を
貴ぶ也天竺の国の名也と釋し給へり大貴八幡宮
信〻いつの〻神代巻拔こうの西は八幡〻宮
仏会の初めはきこうたる也

天服殿八幡宮記に齋服殿と云る事神服を
織り給ふの殿也〻いはく奠流天照馬八幡也〻奠流いは
ゆる〻きたり駁馬といふ日〻逆剥八獣を穀
して法小世度を剥ぎといふ〻〻奠流○延喜式
する小祭地鎮時祭神殿之儀剥
逆剥ホのハつを天使祭〻いふ〻〻
天衣織女八幡宮記に天照大神織り給ふ初のひ
機をとゝ〻ゆ〻為を傷ひ給ふ〻いふ一説也

織女雅日姫之経糸を機より垂て機を傳
て神去給ふ也 其二 雅日姫之天照大神の時也
之日本紀に巻流の八尺瓊の玉国社竹神を
奉り日本国天下天皇に献事記日本紀
に云天窓又八大窓之戸に代字を用い清て阿麻能
伊波戸柳阿麻能伊波戸神を奉ると云伊波世記の文
に拝日本伊波戸八齋也柳と云也天を祀る齋
殿に神の宮を刺許如ぬ八齋殿を須
て云に用に清浄に平高天原に高天原に奉中
国悪霊を祓る祝を託て八合に円坐国と書板
に清浄に祝と云神乃拝殿に如く云妖
悪荒りて世国に祝く浄神を遣ひ給て
凡厄麻の事燭を燎して雑あり凡は事に文仕
日神の清浄あひ給ふ浄神の宮遣

ひとまを形容いひしてかたちを我国に文のき
海也 為る所の記は妖怪に当り常世国に住しこと云るれしハ
神わ素盞嗚神葬所中国に住ませし時と云る妖怪
風のこと皆当りしとみえきみるあるに其妖怪常世国と
云るハ仏くしいの事なるに記に於て常世住しと云わ
古るしこと云る国賀と住ませ住ませ住ませ住ませ
ことしこと指ることに於ては常の習なるへし 八百万神を
は群神(モロカミ)といひしてこれすこと八枚ことりて
いひしるるへし 天と安と河原に為る所の記に於ては
天(アメ)と八湍河(カハノカハラ)河原と云ふ所に平不原詳八湍

と八其川の詳きをいわるるへし安いなハ其
詳の物をも也河原(カハノホトリ)とハ河と云ふ天安と河原
記の一書に天高市(アメノタカイチ)に居て常陸国八溟郡と云る市卿
あること云又天湍河原ハ久慈郡河原と云ふ
河内の方を詳らもしるる其文詳と長く為
る記古る記日本記古語拾遺ハ詳らく其
大要をとこと注を八百万神天安(アメノヤスカハラ)河原に集
つて高皇産霊神の子思兼神と思ハれて

常世長鳴鳥を集て鳴しめ思兼の神ハ鳴る鳥ハ是
是とり名こゝに名あり しかるに神孫天降りて後
國河細流経ホの沮洳せしいの常世ハ國名と伝ふ
う長鳴鳥ハ鶏せこれハ三鳥せ日出の国と称ふ

天ノ安河の天

安石を取り天ノ金山彦を取て遣人天降
麻羽を求て石凝姥命を科せ遣を
らしむ 天金山彦ハ石神天降麻羽ハ又石神 此神の
すハりやもしこれ天ノ金山銅
を採て石凝姥命をして日像を造ん
いとから合ず紀ハ國日ノ神ハ

番山と銅を採て天精戸神をして造しむ
伊勢ノ宮ノ秘大神いとゆる八咫鏡又八尺瓊
是せしこれ記こゝ不八咫を鏡造と
いふるいふて鳴る記の文をあつかりてかゝ
さりけん又鳴る記ハ天精戸神ハ石凝姥命の
ふるまれしふ日本紀ハの一書に古語拾遺に
を天凝姥命ハ天精戸神の
の日事をとて上世こと
り世神と世神とりしハ鳴る記と蛇の字を似用い
らもしこれ記ハ鳴る記ハ
ふる天ノ精戸ノ命ハ
り

玉祖命小神をて八尺勾玉五百津真榊

玉祖命小神をて八尺勾玉五百津真榊

流れ出しし玉沢命は高天原の記こそ詳に伝特に沖の宮
を祖豊玉姫と又は玉依姫とも云ふ玉依姫の
うち此に武御雷の命八重事代主の神天照皇大神
遣ノ連の祖也すいま又いつまでもの長きといふ也松記の神後国風土
記に八坂刺と云ふ地名也其地より出る青玉瑪瑙
八坂丹といふけむ所くはしきる也八坂といふ所すこし西
に有る也高原又八世孫にして高記に八世孫の
世まで日也といふこれ松記に掛る所の記に
国高原に住る也を勝と徴つて造り成して頭を
物部の祖ともいふ物部ハ武内宿禰の子くのむこ伝
を出る事たつハ玉佩のこゝろむすびをのつゝ喜
曲りめ〳〵けたゝ廟迦多弟ハいひしたるへ

又古清水加しいひしハ赤むとといふことつりうの廟迦
多廟にらいしハ廟にまの男廟まつ屋ちよりまいの
つゝ加しハうの赤むたちをいひしもの幼る屋に曲む
ゝと勾坂ゝもつちをいひしもの幼る屋に曲む
ゝ赤ちの赤むの潤也しハ又八坂瓊のたゝもいひしゝ
瓊ゝ赤むの也ゝみゝ五百八洛ゝ伊ゝ五百の玉数の
多き也洛ゝハ物と数ふるの洛物ゝ数ふるの洛
角の宮を伊勢内宮ハ廟ゝ記ゝ御流の宮の
伊勢内ゝ多くの玉と繰ゝ玉ゝ伊流の宮の武内
記ゝ日和記ゝ伊流の宮の武内

天太玉命

天太玉命ゝ天高山乃玉男廟ハ廟接ゝ

内接て天ノ香山ハ天海迦と取りて古ハ

や廟迦羅波し失て天皇の命に依て
信濃に遣春日の社第三殿の神と
いふこの世也天太玉の命に付奥の神と
祖神名武こ西度国西度の神と
太初国こ帝弟太玉の神社こうえ又
山ハ吉野の不不伊嶽こ記曰記紀集史伝伊を
考るに信濃の名所の顕一名見原山といふこの所世也
志賀明神ハ上古こ湖こ住こ化あこ吉こいふこ化をとらく
神こ住こハ吉野を家こ住こる河こ住こ神こいふ河の事し
唐猶こ国猶こ住こ住こ住国方廉の廣田を今こ猶こ住る
いの猶こ迦ハ樹の名こ有こ住こ世樹といふこ猶曽
を樹て吉地とこうこ吉地とこうこ西とこ住こ住こ廟迦羅波
しむこ住こ猶の方こ住こ奥こ奥神ハ住こ住こ

児玉の命に信ハ住こ住こ住の吉西と決ち太玉命こ住て
吉野事代神ハ住こ住こ住こいふこ住こ
天香山に五百津吉野を根深に住こ住こ
上枝こ住こ八尺勾猶こ住の西猶猶廟流と取忘
中枝こ住こ八尺猶と取こ猶こ住こ住こ八白丹す
手番丹寸手と取こ住て吉野を根深に住こ住こ住こ
猶猶ハこ住て新船こ乃宮を勇也今こ住こいふの榊
こり住加こいふハ榊也私記こ剌立て神とこふの也
しこうえこり五百津ハ吉野こ樹の多こをいふこ墓流こ吉
こり今猶こ住こ住こ住こ住こ住こ住こ住こ住こ住こ

仁五百枝堅石を拔取るといふ又ありたくさの石の
[illegible]て拔[illegible]き[illegible]いふ[illegible]へし[illegible]拔浮[illegible]
[illegible]ふ[illegible]を[illegible]雷の神[illegible]
[illegible]ら[illegible]ら[illegible]て[illegible]の字を[illegible]古自乃海古
自[illegible]清[illegible]し[illegible]
[illegible]の[illegible]の神の[illegible]
[illegible]ら[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

小石後といひしかは和し渭水して今信と称古武しいよ
ーこのたつ〻し神の沖ハ分とあるのなれ〻氏と
いふハ〻こ拠りてする不わたる方也吉長日羽沖ハ伊勢ノ
國廟績の迹ニて今信と交能と白羽しいふハこれ〻
ましてし嘉す記ハ伊ニ也ましてみり神名式ニ掌陰ノ
國久良弥神天〻志良良神天〻志良良神社ニ月〻三代実録ニ掌
陰ノ国天ノ白羽神といふ社ハ
以神と名ふ也天ノ日鷲ノ神ハ嘉す記ニ高比売神
ふ国四代武沖ニ〻る尊ハ沖竟也ハいまし洋ニて
沖ニる人〻沖ハ
おけ太玉ノ神命刀沖帯ニ直拝て史玉ノ命命
刀沖と言渭まして
ましけ
ましけ
ましけ

天こ[illegible]ぬ[illegible]ら[illegible]天香山の小竹葉を[illegible]草
小結ひ[illegible]小石爆[illegible]を[illegible]天こ[illegible]
ぬ[illegible]こ庭燎を[illegible]げ汙氣[illegible]
志神を[illegible]て胸乳掛[illegible]
[illegible]付小[illegible]天[illegible]詔て八面[illegible]神共つ[illegible]く天[illegible]
[illegible]
[illegible]

命の如也[illegible]
孫の[illegible]
[illegible]
く便[illegible]
[illegible]
[illegible]

いはうの神を神こすもの
久佐こいはの名小稚日の神也神楽こ稚日の
たう山行清て佐佐こいの古清物遠こハ作葉欽憩
赤葉をこ草ここうこ欽憩ハ赤名也こ泊し
うり力こと清こ小行ハ葉を稚ハ毋遠別ものこ
澤こ葉ハ俵名物小澤ハ大鏡也行ハ榻氏清物こ
須須こ別するこうこ芙澤清こ佐京榻こ
澤の聲細小清の清こ元神楽こ清こ
四こ八上世この遠風こ元神楽こ清こ
を葉こ元蓼流こけ時こ六合裏清こ中こ
焼てこ中こ清を八葉こせこここ
これこ清神楽の時こ座燈こ汲けこの
こ人し行元佐こ嘉こ託こ慶榻置の
宮武佐毋ひこ毋こ託こハ干須こ別

こ泊こを泊こ元私託こハ榻毋こ慶こ真上
こ泊こ元こ物こ編こて真こ別こ
こ泊こ元こ古清物こ榻こ遠こ元物こ佐毋
ひて清て宮元神稚こ別こ元こ元こ
物こ毋こ元今こ東こ毋の清こ昭毋の欽憩こ元
こ水こ汲て真水こ清こ元こ榻こ佐
長こ元の座こ行こ元こ真の欽憩こ元こ元
こ毋こ神世の遠風こ元こ元こ昭毋長清こ元榻こ嘉
て清物こ元の清こ元こ元こ神の人こ憑
て毋の元こ毋こ元こ物こ清こ沖の託宣こ元
こ元こ物こ榻元こ元こ嘉欽憩こ元
天綱女命巧こ佛像こ元こ嘉こ託日和託こ元
佐事也佛像ハ清こ和佐こ元こ佐こ元の人
の吳こ清こ元也番元こ元物也こハ真毋沖こ元

胸乳をうきこがして嚴の結れ解のかつをまくをしとみれ
しにおそひ八百万神の号をしたてまつりて天の岩戸を開き
たまひしとき神楽の時こと人髪結れ帯のすれ解乃
逆風なるへしと咲八百万の落しと高良久しいの又雪む
事しとかくいの也旨を
上世の伝しとみえんし　天照大神其咲く事成
国石しに隠みくに天ノ石屋戸を細目に開くことを
とのひ給ひしに天鈿女ノ命言て沖命色
て貴(タツトキ)神ノ長を飾楽(ウタ)ぬ中せしに同と天照大
命天ノ戸ノ命其沖流を見しに出たいふく

怪しこと思ひて戸を開て窺(ミウケ)家を其源
きしに三(テ)し手力雄ノ神沖を取りて門出し
奇日天照大命(シリクメナハ)席久米縄をとりて沖流(ミアトノカタ)方
海苔をこれより内に引入中辰なりしに天祢
おつ乃時に天京乃ひ葦京中国たのつく照
国らたす日事を治くすらく俱ふおこて皆面(ヨモテ)
白し手を伸(シ)て治(ナ)ひ治(アハシ)乱所拒(モシ)志呂

阿波多能志阿波伎憩伎憩といぬ吾波清流也
昔時吾波清石宮戸に籠まします日の神の一書に八尺瓊の長緒
抜給ふし日の神の注の一書に八尺瓊の長緒
注と宣給ふ注の一書に八尺瓊の注緒といふ也
を門注に八吾門外を男の神也注緒八尺緒と業
の宣給を出して緒の名を程日の神と云さんを宣
出し給ひ緒とは玉の緒とは玉の緒とは古語と云
なり八天の注とは天の注とは天の流の面乃時白
事代主命切りて河水に入の流の面乃時白
たる也河水多能志を伸て音也河伎憩
所の多能志多也伎憩八尺代名吾多能志を振り
られ抜給志宮多能志
いるの緒也と云云

すすかわぬるく八百万

神吾に祈りて素戔嗚神に千座置戸を科せ
て吾後果を責て髭を切り爪を抜て
之罪祓を贖しめて神逐に逐き千座置
戸は祓戸は祓を也祓戸に祓を
罪人を祓て吾中に置戸といふ也吾男
に注の祓をなすなり祓の祓すなきすなり
祓を祓をなすなり祓の祓すなきすなり
罪を祓といふる戸を祓也注代の祓源に注戸を
八尺瓊の名ありを宣給ふ
逐法也と云云
注と称ふる注と神逐の事の祓なり

又世人恠しうて剣を収め
ちまたに祭せと命ず記す天
素戔嗚神逐はれ出雲の国
草を結ぶて宮を立て義
神其か振せし風毒しく
もも草を結びて幸苦て
世後素戔嗚神我が神に逐まて永去
むといふて我婦奇稲田
やしと云ひ又天を廻して天に昇る
一に曰素戔嗚神其子を率て
いち門に武装を仕て国を治む義
爲神拒して我を不善を信て漫て
我が子を蟹て生らしの必ずを女をもから
八女をもて葦原中国に降り給ふ
必ずや男をもて天上を下り

まつる時命ハ生ハ清浄にして穢ハ
しハ大神ハ月夜ハ剣を拔て出ハ清
の名市杵島姫命小濱ハ比賣命沖つ田
眼姫命九こ座の日女神ハ宗像
神其餘小篠ハ五百萬ハ清流の淵を拔て
ハ其の神の名正哉吾勝勝速日天忍穂耳
沖小天忍穂日命沖小天津彦根命
沖つ横之速日命沖小熊野忍蹈命九こ座の日ハ
神ハ天ハ天照大神我更小上て事ハ
方ハ前神我と成て事の國とんとし人ハ
紀ハ天ハ天ハ天ハ特ハ人ハ世ハ紀
小離ハ天ハ天ハ天ハ天ハ天ハ天ハ
のハ天ハ天ハ天ハ天ハ天ハ天ハ天ハ
ハ天ハ天ハ天ハ天ハ天ハ天ハ天ハ

いたしてさキ事をまた我法ばをんくなナとなる四人等ハ
時の命を受て云ひたためことをてう法をまたを照
大神すれとも汝高天原日子神をあてはつかわ
て養ひ給へ（以一書上の一云こと也）して日和法の一書ハ
りもて法をこうえ初高皇産霊神父の大神と逐ま
天こよりくだひ時こと鳥大神と共に物云給てをのくはつかを
ものはしてまた高皇産霊神と逐まあひしと
みえたりはりを一書の法ハ初高皇産霊神天こよりくだ
高木ノ神（タカギノカミ）と逐ましてはつこと天こよりくだ
ひまもなく鳥大神と物云給てをのくはつかを

は法事ハ初こ高皇産霊神と逐ましてはつこ
ましたはこよりくだひ高木ノ神と逐ましてはつこ

高神高木ノ神と逐ましてはつこ日和法の一書ハ
とれたりは世こ人ものを義をもて先人の為こ人
永事を得こ又高皇産霊尊を有りて先人（ヒト）の為こ人
るを得むとれたりのあまこ四こ法海（ウミ）を
科（オホ）ことれ大ノ（イミシ）ノ遺俗（ノコリノ）也こいの事はり天成
国を屋すこ天成一こ地を初ばいはこと

日本記に神天之浮橋に立て海を探し給ひ
山彦山びこ鳴かわし神代雄健きこゑ
ひゝきわたりて海為に成ると云ふ
是を見て天人河内へ帰りて告げたれば
一天の人神我勝の上なる方はまして
一四海に成る国と奏つもしてあり
いかゝといんと尋ねてまれらに
解て海鹽を落ひく海鹽を落ひく海
嘗を結ぶ海を落ひく共右の海鹽を
海鹽を求て海上をめぐり給ふ
玉の五百津の海頭流と流れ寄る
入る敵を有り比良の五百の敵を滅す太武
後の人は行幸の鈴と取風てち国と振ふく
雲霧を四海に論ずる論数

うて伊弉諾男建速雄命とのたまへり
伊弉諾尊美久志い給ひ給ふ美加豆美命と
警ハ清く美美豆男命と掛まくもかしこき
ハ男なれば髭をぬかれ給ふ上世ハ
髭なきをぬかれ給ひ其ゆへ
給びしを美豆男といふ
給りの意れと加豆美といふすべらかなる
如ハ逆髭をうけて頬に結ひて掛をさし
てうしろにふれたるかゝも如の髭をけ
けり大神の伊弉諾命ハ其逆髭なる
せしを伊弉諾尊ハ給ひて伊勢国麻績の郡を
伊弉諾ゆし伊勢ゆしと給ハれしをもとより
髭のなかゝ人ハ
伊弉諾ハ背のうをといひしを
なるきの謂なり剱ハ名をいる家

ろう比良ハいつまの西をいひし古語なり未詳なり比良
といひて夏のこといひ比良といひて冬なるといひの時ハ清
月の例こゝ清なるべし外国の人ハ名をハ
なる例かするなり百八人ハ
きこゝとをいふなり大神の神寶を服剱有剱ホ逆髭を
ならるハ世ホのすこしれるなり古ゝ武後ハ
事をいひ也伊弉諾ハ
きこれ元上古の結事
いぬ湯ばし同掛伊弉諾
物をしのゝ
歳の字を彼男ひ給ふ
異し言つゝわゝ
男いらまし
きこゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

みなされ給ふと云へり故に五穀を
六種と云ひ又名し給ふ故なり小豆
かの〳〵宮内わりの番ハ
し遠日常ハ八人にて
の一まるハ六種八人えん
思兼事 押穂耳と云る思
穂根と思兼と云る船遠日命
吾勝と中し古語拾遺ハ
ハ天照大神特に御孫と
信ひ給ひ故と称して稲を
其沼と中し給ひ雅ひと称して
称ひ給ひしいハ其ハ特清せしい
菩提命と中し菩比命と云る
住吉師連と中し池
天津彦根命ハ一
内山城と中し池也と
天照大神特に御孫と
信ひ給ひ故と称して稲を
其沼と中し給ひ雅ひと称して
称ひ給ひしいハ其ハ特清せしい
天之穂日命ハ天
菩提命と中し菩比命と云る
住吉師連と中し池
天津彦根命ハ一
内山城と中し池也と

命とも熊野久須毘命とも云り 拙き天照大神素盞嗚尊為神
主〻拙云伯ひて香国男世代神と生のひしと
り事はいれ又上古代伝説伝説〻不可不信
るふたつとなれ素盞嗚尊為神産神のうち逐
き悪神のうち小拙き遅速紀云〻めひしふ
よりてうつくれ古の世賀〻しき天照大神よ
つとし賀〻の落りて主客雑とすうれんうよ

言天孫降臨事をかく云説〻
へし又神代を見まひて所〻也い五
まし云ひしい天偏に信ゆれと誠に人の事
也こ拙の四神いはきの神のうち賀〻中て
おされうりに古代いひ伝へうれい浮ゆ
素盞嗚神大蛇為神を切きわ〻新羅国に天
降ると世地に所〻を添ひ落ひ出ては雲間敬し

川上にくだりて十拳の剣をもて高志乃八岐大蛇を斬頭
我の地みな石にて国神の子孫名曰比賣夜叉丁
丁蛇を落せる美神ホヒ生ける蛇を絶ける
事ありて世の人恨国を入給ひ
中猶命又八大年神といふ嘉事記には神を
首切と神を一法と書爲神とあり一大説
一説多小八十種の樹枝をもて鞭
地小弦にして戸に立て指て主婦大屋姫命
洲姫命と二柱の神を始めて大八洲
国小弦播をいふ而かくして主婦紀
伊國所祭の神なりと有功の神なる
といふことなれども中猶命伊留といふ八王子伊佐
同じく其神切を法として不ふみつり伊留しといふ伊佐といふ
其佛事の物なり也 神名式紀伊國名草郡伊太祁曽

神社大歳比賣神社敢加比賣神社たか
名神大社なるへし高辰小其行太郎名
字稲神也と云説釋日本紀○按らるに幸福深てイタケと
臣神社紀伊の國の伊太祁曾の郡名出雲國の韓國伊太
イタケイタテイタキ皆此一字の物なり也
新羅國ハいとゆる韓地昂なり胡鮮東南の地
也素戔嗚神天降りまして神去まし也し
其の事共高事記古事記日本紀あるへし

し故其又特小長し其大蛇を搦てすてゝ殺
神の事を爲の神新羅の所曾尸茂梨の郡に降り
給ひ此ハ我所に止む事を欲りすして地さとん
て私を作り事りて出雲國斐乃河
上に降り上ゝ出雲と和りの人（る尸茂梨ハ私記本弾ナ
ぬ也とゝ云れしとれハ新羅
の國人神を事る事をはりこゝれるものといふ似ら地ちを
ひて私を作りしハ其事を神こさんきこゝ有ていふるへし
古出雲國ハ昂ち出雲の比斐河ハ古ゝ肥川と云る
し其出の風土記ハ肥川と云るしく大原の郡こゝり

其所は仁多郡にあり其所より若狭国
岩屋の門とみつくり其所にて
とうくわんくわんとふ人あり
此くふ老夫と老女と二人あり
てをこ其名を問ふに老夫いふて我名を国
神大山津見と云我名は足摩乳
八手摩乳女と名づくと奇稲田比賣といふ
神はうるわしくうんくわんくわんとふ
りの速秋津日子神

神其老夫の神乃女は我に奇しびの
しるしとして又須佐之男命に我は天
照大御神の弟なれば天
の其父母の神さくしなだ
すれば須佐之男命問給ふ汝は誰
其父母神は告て八岐大蛇
あり其目は赤かがちの如

後を結ひ立て佐久佐女後に小酒船を置て酒を
醸て待むかしこの又酒名を云て佐久佐女を
後にいはせかしこみ給ふらんは其名を如何
酒はまる樽を家ごとに造り設て
て櫛髪に挿めひしかしは其名を如何
と其名の樽名田比賣又久志伊奈田比賣ともいい
しかりて又其事を神に申さんあわかしいひしせ
是又其国の人の侍せハ酒好き国ハ古志の沼と酒を釀
して其酒を待つれて其酒を飲て酒を用ひて
酒を釀ずるすハ八塩を酒ハ八塩を一度
一度にたれ八塩を八塩を酒ハ八塩の宮の
高ます汝ハ八醐の宮の宮を見しまされ又宮の酒をいつく

又つくり佐久後ハ高ます汝ハ汝ハ高ます汝ハ汝の後の酒を
如何ことをかの俗に樽
しを酒ハ槽を設けて垣門低度皆ハ八
しかるハ其大蛇ハ八頭あり八尾あり
蛇の酒の沈酒を飲事を国を
蛇を高を設て逆上の毘事を云へし かくて八股大蛇い
かの酒のまくに
其酒を飲し酔て
為神事せる十拳の劍を拔て其蛇を切給
すと数ハ無ことをりて流る其中尾を切ふ

アラく沖劔の及斬〳〵刺割てえてまつる故
手刈こたち刀ゆうきこ実物と見〳〵ゝ吾妻
中てきたる草薙劔とこれ也〳〵これ彼大蛇の身て沈殊を
なをひしをいつも素盞嗚の十拳の劔のてす云説〳〵不其
沒字し日本紀注こ其名を蛇こ蛇こ兼ていよゝ〳〵石上てゆう
といい又名ハ蛇韓鄕〳〵劔〳〵いよゝ〳〵古俗の沖縄の沖
あるこいい又名ハ天蠅斫〳〵劔〳〵いひ古語拾遺ハ
天羽〳〵斬〳〵いよゝ〳〵ハ石上こ沖こ為こ沖こ為こ兼ていを私
記こ為ハ素盞嗚不洋よ〳〵〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ沖名ゆこ為和
岡山記こ為石こ中布留沖意こ沖社いふこれ為こ社ハ
上古代沖寶〳〵〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ韓鄕ハ

私記こ為こ形鄕ハ似こ為ハ名を為〳〵〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
日本記ハ〳〵良頂伎を〳〵〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
沒こ為こ鄕こ字ハ沒て伎比こ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ記こ
〳〵ゝ〳〵ゝ字ハ沒て伎比こ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ハ〳〵ゝ〳〵ゝ小刀こ為〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
ハ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

つもりましましてみえうりされて孫の国風土記に草薙
劔は蘇雲劔の別名也草薙といふは焼薙の叙薙を
よび名なる説武さるの時ふるては名始まりといふは潮
まつりとうえは劔大明神尾張国吾湯市の社あり即
熱田の流記不尚なる也と申記にはみえず西神
名帳に尾張国熱田宮社といふ也熱田の神社といふ也
は劔を奉安置国宝
まいりまいりまして事蔵の記に其ゆえ孫天の葦
根かをまして劔なられまして
古事記には八尺鏡天神と称られまして
草根乃命
のうえ
素盞嗚ノ神出雲国へ流遣らへき地
を求く須賀宮へ地小

為て我清地須賀須賀新しくまして
其地へ宮居なり
なりまして其地と其地とは須
賀いふは神須賀宮と遣りあり時
地へ宮居を膳ふ
小いとく夜久毛多弥雲垣
其國は出雲国也と
みえ将婚ふ為て

きんるふうのをとりとめらきしてちるへしはるかすみ新しく
其ちはんの清きをいふなり日本紀に清の字を用ひく
素盞嗚尊清むけを清をきいふ字を用ひ
しるしたる所なり新撰字鏡に須賀山須賀小門小の地あり此中に
あるところの神宮山は神酒佐手奉神宮を造りきし
地をもとりこうくられを清賀うみたれば地を造りきしかるを清
欲地りのあるこはこれ本國の欲の始也古の集歌にあかものの
地りてはいふ事なるしいはけるもあり久
毛多弘八八雲立出雲いはいしこ
同しきやうえくられしたる其雲のきたちるきたるもの八也
のきのこちらといふ出雲はあるを清賀後八雲立出雲八雲
墻也稱日本紀に八雲を菅笠の紫の離しいひしこ同しきやうえ
られたる其墻のめぐりかさなれる也其墻のめぐりの事八雲
やくらのたちるまる故素戔嗚尊八雲立出雲

をきこのをとりの出雲八雲墻也素戔嗚尊後數久流を八雲墻
造りの也るを後世素戔嗚尊八雲八雲墻也其八雲八雲清賀
なりすつくは欲乃えは稲田姫の小清のをの稲田姫を爲神を達
て稲田姫の小清のをの数八りをいふ故也
神をの數なるを也故八雲八雲墻を稱す同し事を
却返しをりの中に清賀なるを古欲の生まれ河也
八雲は國風土記には國を出雲と名つくるは
八雲は清賀清神八雲
八雲墻をのこまひしこ故也しるを
八雲墻をのこまひしこ爲神をとりするへし又出雲
素盞嗚尊の御しのこまひしは風土記はまるを大己貴神の
なるこ此のあるを不可なるの事なるを須
きこるめしこるを後世清賀八雲立出雲八雲墻のめぐ
まひ其日の神は又素墻しのこまひよりもなるへ

其の御靈を乳神と崇て池を穿て首を浸
しのごまひ名を負ひ稲田姫と
八重神と名つく 高事記に稲田姫を妃とし給ふ八
宮首付を船乞ち御靈を乳也この事ひて其三神
小鳥と活ひしとの人の日和記又これを水乞と
又えしに不ハこと乞すがこしこれ稲田姫を迎
て其宮首こたをれしもの親日和記にこれを
天の佐ゝ為ゝ磯竹 淵能也とみえ佐ゝ竹ハ古ゝ紙の
汝をれしとまきこと似ゝ又日和記の一書ゝ稲靈
乳の妻の名ハ稲田ゝ貴使
八首事といひしとの西乳ゝ

其の妃を稲田姫と名付給ふ
美神します又大山津ん神ゝ女大市姫と娶り
て大年神 宇カノミタマ 稲倉魂神 ウカノミタマ 二柱を生む 八洲を美神の
大山津ん神の事ハ高ゝ天ゝ神ハ大和国三輪大
国主魂神 ヨホ 国主魂神 クニヌシ 神ハ大和国三輪大
よりこの宮 ヨリ 沙魂神 サタ 沙魂神と云ふ 其後高天原
くて逐て根国に入給ふ 然如何 其不思議 公
こゝ ふ然 此大神の社 雲国風土記 神名帳 小
ゝ ゝ 根国に入給ふ 然 此山 れ

かくいひしるす八洲ち伊弉冉天神根国へ
遂ひるひしといふ文を法ふへきうたなり八洲土奴美神
高事記に稲田姫を妃として天と四大
己貴神は神又八洲土奴美神と大国主神
と清し湯山主と名按漏矣八洲篠と清し
牡鹿名按牡鹿矣八洲と清し湯山主と
名按漏矣八洲飛とすとうたれ又其大
己貴神の名は大国主神と大物主神も国
造大穴年遅名と大国主神と顕国玉
神と葦原醜雄命と八千矛神もして
名は八名あるとうたれたる歌矣
己貴神の神ゐるを八洲土奴美神と中と
也ゆえ其名は八つに限るへからす高事記に
して十二名
なるゆえ
古事記は八洲土奴美神の子布
波能知遅久奴須神は神と原剛と水

度氏神は神武天皇御代神武天
天之手力雄神は神武天皇大國主神又の名を
大宮年遷神と申奉男神と申
手力雄神と宇治志國忠神と申て是も名
りと云るを以て大己貴神は素盞嗚尊
神と世の孫と成也新撰姓氏録に
云るを以て大己貴神は素盞嗚尊

は孫なるをみえ日本紀に素盞嗚尊
稲田姫を妃として生給ふの神を大己貴ノ
神と云るを以又其後は稲田姫を妃給
と湯山と二名捜漏を八洲藻に申す又云
清と紫名坂神を八洲藻に命と又清湯
山と二名捜漏を八洲野に申す此神五世
の孫第大國主神也と云る事を以清拾遺

又八重垣と大己貴神とのたまはく爲神の居
るべきすなはち吾三柱の各居りて長き
宮を造りたまへりしかのみならず仍爲
記号小日本紀注に大物主大国玉神亦の名大己
貴神とまうすはなほ大国玉神とまうす八
嶋の記に素戔嗚神の子大年神頭妻神の母
伊怒姫を娶りて生む所の大国主神八代

和の神也と云るされば神名式に大和
国山辺郡大和大国魂神といふの即
りも大物主神の事八代の注にみえたり
長屋大己貴神少彦名神二柱の神葦原
原中国の如水沼矛を以て相平
げ国を作りたまふ少彦名神八遠く常世国
に渡りまひぬ国中いまだ成ず所を八大

乙貴神猶ほ絶えず巡り造りかしぬ。六月高り紀古
大乙貴神八前宮浄也如高名帝八高り紀
乃ち此神八神皇産霊神の御子也つゝ
天神こゝより出かゝる日高皇産霊尊の御子
尊とのゝ子也又天之御中主神紀八
神産巣日神の御子の名脚古紀神と云る
なり日本紀古伝拾遺ハ高日皇産霊尊
御子なりとみえたり其系中国如水無伝説
八行ふ紀多紀用翠流ノ国いかなるゝ小国い
まゝ定まりて水無ふ流しなるゝ
なりの和伊特浮伊特無ハ神造成のひゝ後
分国又孔ゝとりかゝへ大乙貴中宮名の
神社国再八遠ゝ出ゝる高り紀古の紀印紀
等ゝえゝ不長大要とて小紀ゝ和大乙貴神

出雲国宍道湖より一艘
羅漢船小舟にて鷦鷯乃浦に到て夜泊
り系なる神あり其名を問ふに答て
の法神と問ふに答て迦旦久羅
古の色八久比眉古かるべしと云
久延眉古と問ふに答へ曰ふこれ神産巣
日神の御子なり名眉古毛神也と云

神産巣日乃御神中に活ひ給へる
実なり我子也中小彦名命
也油菜の葉の如き身体男なり久延彦
は雲なり岩屋に入て其国を
作り給へり出雲国五十狭小汀と云
所に船ハ出雲の国五十狭小汀と云
白蘭と云て船とす其名を白蘭
名とし侯名ハ蓮舟法師
ちの東加賀美と云ふ鷦鷯
夜とすと云る鷦鷯ハ小鳥也名也日蓮ハ

海路をいかしたまふ円刑しけ其為と全く別為也
草薙を船とし給ふ故に草薙の名を
おはせる名をいひしかふ故に草薙の名を
多為旦久ハ浮たる故久変ず為事なるを示の記り
やこわれしハ岬田しる富脂といふものなり此神を行カ
されるも天下の事をとりしく治れる神也こゝ
かれかゝりしれるかゝりいかゝ也てかの
神なりしく多紀れをといふ也上古し伝の云敵し
とこ行るへし年殷ふ久海辺の也こゝ為ふ記こ
指るゝ偏為しこゝ又其名こゝるていい
ひしかも草薙の辞男こゝ醜女ゝいひしかゝ
は沖の形乃をゝろしめこゝ知てかゝしられし
は沖名を負
ひるひしる **かゝて大王貴神** 如ゝ名ゝ沖を

力と鄙をんゝとつかして天下を経営ひ給ふ
顕ゝ人草ゝ高為のゝ小其為ゝ方を定
め島歌日比出雲ゝ天害を掃給ふゝ小其為厭
ゝ伝ゝ為ゝ為ゝ百姓ゝ記給て
ゝ為ゝ自然草を豊給ふ 経営の字造の字
弘新ゝいの草ゝ為ゝ字清ひ造の字
牛馬の類心腐為ゝ方ゝ即醤油ゝ歌日比出雲
の天害ゝハ人草ゝ為ゝ為ゝ為ゝ害ゝ為ゝ
沖ゝの掃乃ゝ大ゝ為ゝ害ゝ為ゝ事ゝ為ゝ其為ハ墓

疏之利潤の数
へきといふ世こそ
沙汰(サキ)かりてつかふ世國もあきませり
又ハ法(ハシ)かりてかハ(カウ)世を法(ハシカ)て世
郷(サト)ゆきもしくきこしめす世の沙汰ハこの
伯耆國風土記に相見え邪西川の條に里と雲濃(ウノ)
郡(ナヒコリ)の郡雲と濃きて世國と濃りあひ比たる
ゆえに雲濃といふこと世國世郷高流み
かこれ世ゆえもしいふてあるへきと文徳実録
に齊衡二年十二月世陸國廉濃郡大洲(オホアウシ)明神(ミウナトヒコ)
濃て人と濃ゆるあり我ハ大ふ和知(ナムチ)古

京(ナム)ゆ世しは國を造り治て東海ゆゆ文ハ濃
といふこと文ハ昂神名帳に世陸國廉濃郡
大洲(オホアウシ)明神社世也ハ國東海の北ゆ和の國ゆ
いふる世也ハ文國ハ世國廉濃郡
名をすつ〻は神名とも也ハ
土記こと文しかあけてうゆ
かくて大己貴神我稲いかりてゆ世國を
造る事を始めいるまの神ゆ我と法く筒を
相作んと高ゆあまてゆ海光(ウナテリヨリウ)ある神あ
ゆて結く我ゆと法わハ永法く世と相作り

成ぬるとき高天原に國成雄神といふ神作り
給ふ時に問ひ給ふ神を伊弉諾乃
尊伯耆国の大山乃上に降給ふ
沙佐山の上にゆきて西の峯竜
に大己貴神其神の名を問給ふに其
竜答て云吾は汝の子なり吾名は
須佐之男命と云ふ時に大己貴
しいまる竜に俱部美地麻命と
申す竜を引き給ふ
竜を引き給ふ

先天に昇る也竜は久しく和也竜は陰
て陽に化する也竜は久しく止
る水に化する也竜は久しく止
中和を為る所に竜は
きこの竜は人に
のこと神の竜
ひしこと
竜信竜
れ信竜
名つけ
きし其
つ
又
切と

国立公文書館
National Archives of Japan

大物主神とうんぬしいはのもとけ時と大己貴の神のいろきをふまて不成たる事なれ大三輪
ホの氏の祖神とをまつりたる大国主とやハ大己貴の
をつかゝ大物主とやすハ大己貴のをすなをしたる
世後大己貴神はなをしその大造の功成
しのひしゝハ国造と神とを不造天ハ
大神とをもしたまふ

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan